## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築指導課

許認可等の内容		接道義務の例外認定					
根拠法令等及び条項		建築基準法第43条第2項第1号					
標準処理期間	根拠条項	未設定					
	設定等年月日	平成	年	月	日設定		
		平成	年	月	日最終変更		
	標準処理期間		日				
	根拠条項	建築基準法施行規則第10条の3					
	参考事項						
	設定等年月日	平成	年	月	日設定		
		平成	年	月	日最終変更		

# 【基準】

### 建築基準法

(敷地等と道路との関係)

- 第43条 建築物の敷地は、道路(次に掲げるものを除く。)に2メートル以上接しなければならない。
  - (1) 自動車のみの交通の用に供する道路
  - (2) 地区計画の区域(地区整備計画が定められている区域のうち都市計画法第12条の11の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。)内の道路。
- 2 その敷地が幅員 4 メートル以上の道(道路に該当するものを除き、避難及び通行の 安全上必要な国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。)に2メートル以上 接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し、国土 交通省令で定める基準に適合するもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び 衛生上支障がないと認めるもの。

# 建築基準法施行規則

(敷地と道路との関係の特例の基準)

- 第10条の3 国土交通省令で定める道の基準は、次の各号のいずれかに掲げるものと する。
  - (1) 農道その他これに類する公共の用に供する道であること。
  - (2) 令第144条の4第1項各号に掲げる基準に適合する道であること。
- 2 令第144条の4第2項及び第3項の規定は、前項第2号に掲げる基準について準 用する。

# 審査基準

- 3 法第43条第2項第1号の国土交通省令で定める建築物(その用途又は規模の特殊性により同条3項の条例で制限が付加されているものを除く。)の用途及び規模に関する基準は、次のとおりとする。
  - (1) 次の(1)-1及び(1)-2に掲げる道の区分に応じ、当該(1)-1及び(1)-2に掲げる用途であること。
  - (1)-1 第1項第1号に規定する道 法別表第一(い)欄(1)項に掲げる用途以外の 用途以外の用途
  - (1)-2 第1項第2号に規定する道 一戸建ての住宅、長屋又は法別表第(い)項第2 号に掲げる用途
  - (2) 延べ面積 (同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積 の合計) が 5 O O 平方メートル以内であること。